

令和3年8月の大雨で 浸水被害を受けた 事業者の皆様を支援します

久留米市浸水被災事業者支援金

支給額

法人 **30万円**

個人事業者 **15万円**

対象者

令和3年8月11日からの大雨により
市内の店舗や事務所、工場等の建物が
浸水被害を受けた中小事業者 ※1

要件

- 事業を行っている建物が被災したこと
※2
- 被災・り災証明書の交付を受けて
いること

受付期間

令和3年11月30日(火)まで

※1 農林漁業、政治・経済・文化団体、宗教法人・団体は対象外

※2 建物のうち、事業に使用している箇所が浸水していることが要件です

【申請・問い合わせ先】

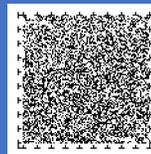
〒830-8520 久留米市城南町15番地3

久留米市 浸水被災事業者支援金コールセンター

Tel : 0942-30-9118 (受付時間 平日9時~17時)

Mail : shienkin@city.kurume.fukuoka.jp

Fax : 0942-30-9707



申請方法

①郵送による申請 令和3年11月30日(火)の消印有効

送付先

『〒830-8520 久留米市城南町15-3 久留米市浸水被災事業者支援金コールセンター』宛

※封筒裏面に、差出人の住所・氏名を記載のうえ、郵送ください。

②メールによる申請

送信先 shienkin@city.kurume.fukuoka.jp

メール題名に「支援金申請（申請者名）」と入力の上、

下記の「申請に必要な書類」のデータ（PDFまたはJPEG）を添付し送信ください。



メールQRコード

申請に必要な書類

当支援金の要件である「被災証明書」「り災証明書」については、証明書の内容を市が直接確認しますので、提出は不要です。

書類		法人	個人
1	交付申請書（兼）承諾書（第1号様式）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	被災した建物で事業を営んでいることが確認できる書類の写し（営業許可証、開業届、確定申告書など）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	振込口座に関する事項が確認できる書類（通帳など）の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	役員名簿（第2号様式）	<input type="checkbox"/>	
5	代表者の本人確認書類（運転免許証など）の写し		<input type="checkbox"/>

※令和2年度に実施した「久留米市事業継続強化促進奨励金」交付決定書の写しを添付することで、上記2、3の書類を省略することができます。

※審査の状況に応じて、追加書類の提出をお願いすることがあります。

申請に必要な様式のダウンロード、制度の詳細は、市のホームページをご確認ください。

久留米市 浸水被災事業者支援金



被災証明書、り災証明書をこれから申請される方

被災証明書、り災証明書とは、久留米市で発生した災害で被害を受けた建物等の被害の程度、被災の事実を証明するものです。

申請方法 窓口または郵送（本庁舎地下1階 生活支援第1課、各総合支所地域振興課）

申請に必要な書類など、詳細は市のホームページをご確認ください。

久留米市 り災証明書



証明書に関する問い合わせ先 生活支援第1課 0942-30-9023

●当支援金の受付期限までに証明書の交付が間に合わない場合について

※被災・り災証明書は被害状況の調査を行い交付するため、時間を要することがあります。証明書の交付が間に合わない場合は、証明書の申請を済ませた上で、当支援金をご申請ください。